

専 決 処 分 書

令和 8 年度小千谷市一般会計予算の補正（第 4 号）を、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項本文の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 8 月 6 日

小千谷市長 宮 崎 悦 男

令和 8 年度小千谷市一般会計補正予算（第 4 号）について

令和 8 年度小千谷市一般会計予算を、別紙のとおり補正する。

令和 8 年度 小千谷市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 8 年度小千谷市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 20,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22,324,200 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 既定の地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
21 市債		1,056,000	20,000	1,076,000
	1 市債	1,056,000	20,000	1,076,000
歳入合計		22,304,200	20,000	22,324,200

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
11 災害復旧費		156,517	20,000	176,517
	2 公共土木施設災害復旧費	83,355	20,000	103,355
歳 出 合 計		22,304,200	20,000	22,324,200

第2表 地方債補正

変 更

単位：千円

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	103,500	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 ただし、利率見直し方 式で借り入れる資金に ついては、利率の見直 しを行った後において は当該見直し後の利率 とする。	政府資金については、その融 資条件による。銀行その他 の場合は、その債権者と協 定するところによる。た だし、市の財政その他 の都合により、据置期 間及び償還期間を短縮 し、若しくは繰上償還 又は低利に借換えるこ とができる。	123,500	補正前に同じ		
計	1,056,000				1,076,000			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
21 市債	1,056,000	20,000	1,076,000
歳入合計	22,304,200	20,000	22,324,200

(歳 出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
11 災害復旧費	156,517	20,000	176,517		20,000		
歳出合計	22,304,200	20,000	22,324,200		20,000		

2 歳 入

21 市債 (1 市債)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
21 市債	1,056,000	20,000	1,076,000
1 市債	1,056,000	20,000	1,076,000
7 災害復旧債	103,500	20,000	123,500
歳 入 合 計	22,304,200	20,000	22,324,200

単位：千円

節		説明
区分	金額	
2 公共土木施設災害復旧債	20,000	・単独災害復旧事業 20,000

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
11 災害復旧費	156,517	20,000	176,517		20,000		
2 公共土木施設 災害復旧費	83,355	20,000	103,355		20,000		
1 公共土木施設 現年度災害復 旧費	83,355	20,000	103,355		20,000		
歳 出 合 計	22,304,200	20,000	22,324,200		20,000		

11 災害復旧費 (2 公共土木施設災害復旧費 [1 公共土木施設現年度災害復旧費])

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
14 工事請負費	20,000	○道路単独災害復旧事業 ・道路災害復旧工事 20,000